

第78回

定時株主総会 招集ご通知

ひと、まち、笑顔に。

Joshin

日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（午前9時開場）

場所

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
ホテルモントレ グラスミア大阪
21階「スノーベリー」

※お土産の配布はございません。

当日は、株主総会の様子をご自宅等でもご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。そちらのご利用もご検討ください。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件



ネットで
招集

パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8173/>



株式会社Joshin

証券コード：8173

経営理念体系

ミッション

経営理念

人と社会の未来を
笑顔でつなぐ

ビジョン

経営ビジョン

家電とICTの力で
生活インフラのHubになる

2つの社会価値を創造

「高齢社会のレジリエンス強化支援」

「家庭のカーボンニュートラルの実現」

バリュー

ファンベース

Joshinにおけるすべての

事業活動の「根幹」であり、

創業時から75年以上の長きにわたり

「まごころサービス」が育み脈々と

受け継がれてきた「不変」の「価値観」

クレド

Joshinグループ行動宣言

Joshinグループ行動規範

社は

愛

証券コード：8173
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日 2026年6月4日)

株主の皆さまへ

大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

株式会社 J o s h i n

代表取締役兼社長執行役員CEO 高橋 徹也

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト（株主総会資料掲載ページ）】

<https://www.joshin.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」欄に「J o s h i n」または「コード」欄に当社証券コード「8173」を入力して検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください)

【宝印刷ウェブサイト（株主総会資料掲載ページ）】

<https://s.srdb.jp/8173/>



当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日(木曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、当日の株主総会の様子をご自宅等でもご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。詳細は後記の「株主総会インターネット参加のご案内」をご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
ホテルモントレ グラスミア大阪21階 「スノーベリー」
3. 目的事項
報告事項 1. 第78期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び
計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の第78期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

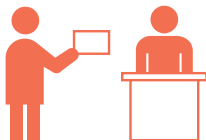
以 上

-
- 会社法改正により、電子提供措置事項（株主総会参考書類等の内容である情報）については、インターネット上の当社ウェブサイト等にアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、法令の定める基準日（3月31日）までに書面交付請求をいただいていない株主さまには、要約版の書面をお送りしております。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正内容を掲載させていただきます。
 - 電子提供措置事項のうち、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は以下の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - 今後、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。（<https://www.joshin.co.jp/>）
 - 本株主総会での株主さまへのお土産はご用意しておりません。ご了承いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

下記のいずれかの方法にて議決権の行使をお願いいたします。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。ご出席の際には、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時

代理人をご出席の場合は、議決権行使書用紙に加え、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
なお、代理人は当社の議決権を有する株主さま1名となりますのでご了承ください。



車いす等にてご来場の株主さまには、会場内に専用のスペースをご用意しております。
会場受付後、スタッフがご案内いたします。

株主総会にご出席されない場合



インターネットによる議決権行使の場合

当社の指定する議決権行使サイトをご利用いただき、次頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後5時締切



郵送（書面）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後5時到着分まで

インターネット及び郵送（書面）の両方で議決権行使をされた場合、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後5時締切

（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID及び仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

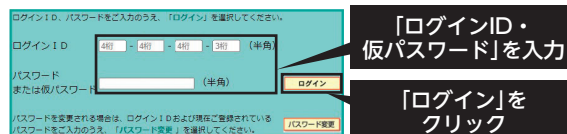


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



- 3 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（通話料無料）
（受付時間 午前9時から午後9時まで）

機関投資家の皆さまへ

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会インターネット参加のご案内

当日の株主総会の様子をご自宅等でもご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

なお、当日は会場後方から議長席及び役員席付近のみを撮影し、ご出席株主さまは映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

1. 配信日時

2026年6月26日（金曜日） 午前10時から株主総会終了時まで

※配信画面には、開始時間30分前の午前9時30分頃にアクセス可能となります。

※ライブ配信には万全を期しておりますが、やむを得ない事情によりライブ配信ができなくなる場合がございます。配信中止の際は、当社ウェブサイト等によりお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

2. 当日視聴URL : <https://8173.ksoukai.jp>



3. ログイン方法

上記の当日視聴URLから株主さま認証画面（ログイン画面）にアクセスしてください。

ログインする際、「株主番号」が必要になります。「**株主番号**」は**議決権行使書用紙の控え(書面行使の際に郵送ハガキから切り分ける半券部分)の右下側に記載**されております。議決権行使書用紙の控えは当日まで大切に保管ください。

①株主ID : 議決権行使書用紙に記載されている「株主番号（8桁）」

②パスワード : 株主名簿上のご登録住所の「郵便番号（ハイフン不要7桁）」（3月末時点）

※インターネットで株主総会にご参加いただけるのは株主さま本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

4. お問い合わせ窓口

当日は、専用のコールセンターをご用意いたしますので、以下の番号までお問い合わせください。

TEL : 03-6833-6892

※株主総会当日午前9時30分～株主総会終了時までの受付となります。

【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ①インターネット参加によりライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席にはあたりません。そのため、質問、議決権行使や動議を行うことはできません。議決権については、行使期限にご留意いただいたうえで、インターネットまたは郵送（書面）により行使ください。
- ②撮影・録画、認証情報の第三者提供は禁止です。
- ③ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ④ご視聴いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは株主の皆さまに対する利益還元を充実していくことを経営の最重要課題の一つとして認識し、配当政策は業績の状況及び配当と内部留保のバランスに配慮しながら、安定した配当を継続することを基本的な考え方としております。また、この基本方針に加え、連結配当性向の目安を40%以上、DOE（株主資本配当率）2.5%以上としております。

当期の配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開や経営環境等を総合的に勘案いたしましたうえ、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、2025年12月に中間配当金として1株につき50円をお支払いしておりますので、年間にお支払いする配当金は1株につき100円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

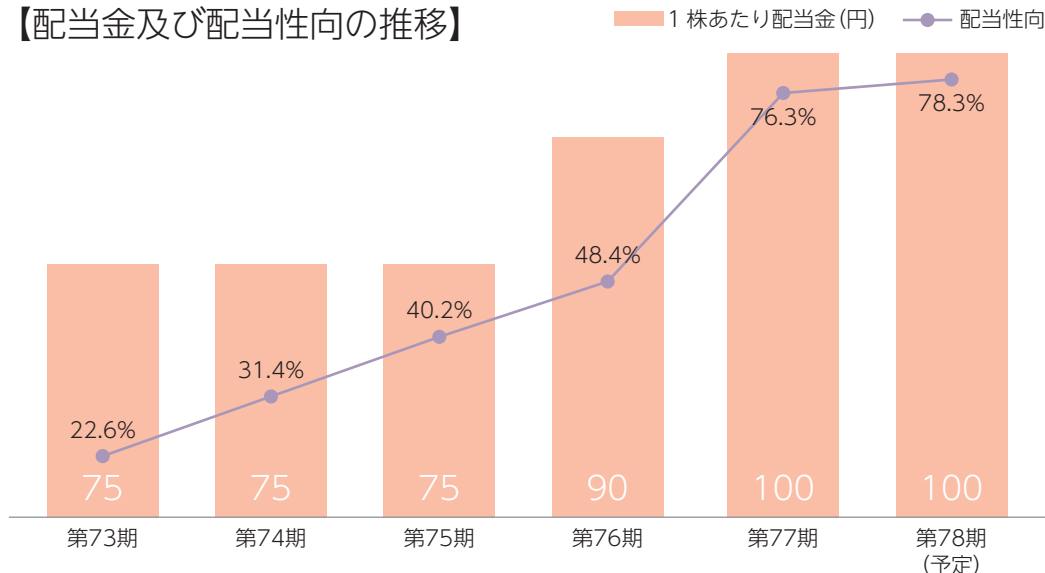
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金50円 総額 1,327,306,400円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

【配当金及び配当性向の推移】



第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	性 別	満年齢	取締役 在 任 年 数	当社における地位及び担当		取締役会 出席状況
					委員会職務	地位及び担当	
1	再 任 かな たに 金谷 りゅう へい 隆平	男性	70歳	28年	指名・報酬委員	代表取締役会長	17回/17回 (100%)
2	再 任 たか はし 高橋 てつ や 徹也	男性	63歳	9年		代表取締役 社長執行役員CEO	17回/17回 (100%)
3	再 任 かわ の 河野 じゅん こ 純子 社 外 独 立	女性	62歳	5年	指名・報酬委員 取締役会評価委員	社外取締役	17回/17回 (100%)
4	新任 いた の 板野 のり ひろ 則弘 社 外 独 立	男性	62歳	-年		-	一回/一回 (- %)
5	新任 ふな もと 船本 みち こ 道子 社 外 独 立	女性	59歳	-年		-	一回/一回 (- %)

- (注) 1. 社 外 は社外取締役候補者を、独 立 は独立役員候補者をそれぞれ表しております。
 2. 在任年数は、本定時株主総会終結時の在任年数を記載しております。
 3. 委員会職務は「指名・報酬委員会」「取締役会の実効性評価委員会」の委員を表しております。

候補者
番号

1

あなたに
金谷



在任年数 28年

所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数)

73,158株 (34,958株)

取締役会への出席状況
17回／17回 (100%)

候補者
番号

2

たかはし
高橋



在任年数 9年

所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数)

36,787株 (25,987株)

取締役会への出席状況
17回／17回 (100%)

りゅうへい

隆平

1956年1月30日生(満70歳) 男性

再任

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1979年3月 当社入社
1993年7月 当社総務部長
1998年6月 当社取締役総務部長
2002年3月 当社取締役営業企画本部長
2002年6月 当社常務取締役営業本部長
2006年4月 当社常務取締役経営企画本部長
2006年10月 当社専務取締役経営企画本部長
2008年7月 当社代表取締役専務経営企画本部長
2011年6月 当社代表取締役副社長経営企画本部長
2016年6月 当社代表取締役兼副社長執行役員経営管理本部長兼経営企画部長
2019年6月 当社代表取締役兼社長執行役員
2025年6月 当社代表取締役会長 (現任)

取締役候補者としての理由

同氏は、入社以来、主に総務・人事関連業務に従事し、2019年6月の代表取締役社長就任後は、強いリーダーシップで当社の経営を牽引しつつ、経営の監督を適切に行ってまいりました。2025年6月の代表取締役会長就任後は、大所高所の立場から経営全般に助言を行うとともに経営理念に沿った長期継続企業を目指す視点に立ちグループ経営の監督を適切に行っております。こうした経営経験と高い見識により、今後も業務執行の監督やガバナンスの強化、企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者に指名いたしました。なお、同氏が取締役に選任された場合には、本総会後の取締役会において、代表取締役会長に選定される予定です。

てつや

徹也

1962年11月24日生(満63歳) 男性

再任

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1986年3月 当社入社
2013年6月 当社東京東海営業部長
2016年6月 当社執行役員営業本部店舗営業担当副本部長兼地域営業支援本部副本部長
2016年10月 当社執行役員営業本部長兼関西営業部長
2017年6月 当社取締役兼執行役員営業本部長
2019年6月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長
2020年3月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長兼J-web営業部長
2021年4月 当社取締役兼専務執行役員営業戦略担当
2021年6月 当社代表取締役兼専務執行役員営業戦略担当
2023年4月 当社代表取締役兼副社長執行役員営業戦略担当
2025年6月 当社代表取締役兼社長執行役員CEO (現任)

取締役候補者としての理由

同氏は、入社以来、多くの営業経験を有し、2016年6月からは当社執行役員、2023年4月からは代表取締役兼副社長執行役員に就任し、営業戦略担当として、中期経営計画を取りまとめ、当社グループの事業基盤の拡充、成長戦略を推進しております。

2025年6月の代表取締役兼社長執行役員CEO就任後は、リスク管理、サステナビリティ、環境管理等社内のすべての重要なプロジェクトを統括するなど、経営全般を統括する立場から会社の成長に貢献し、強いリーダーシップで当社の経営を牽引しつつ、経営の監督を適切に行ってまいりました。こうした経営経験と高い見識により、今後も業務執行の監督やガバナンスの強化、企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者に指名いたしました。なお、同氏が取締役に選任された場合には、本総会後の取締役会において、代表取締役兼社長執行役員CEOに選定される予定です。

候補者
番号

3

かわの
河野



在任年数 5年

所有する当社株式の数
- 株

取締役会への出席状況
17回／17回 (100%)

じゅん こ

やまのうち

純子

(現姓：山内)

1963年9月30日生(満62歳) 女性

再任

社外

独立

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1986年4月 (株)リクルート入社
1997年1月 同社「とらばーゆ」編集長
2008年7月 住友商事(株)入社
2013年2月 (株)グローバル人材研究所取締役
2018年3月 河野純子事務所設立 (現任)
ライフシフト・ジャパン(株)執行役員CMO
2019年9月 NPO法人Tokyo International Progressive School理事 (現任)
2020年4月 慶應義塾大学SFC研究所上席所員 (現任)
2021年6月 当社社外取締役 (現任)
2021年12月 ライフシフト・ジャパン(株)取締役CMO (現任)
2022年4月 グイドーグループホールディングス(株)社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、女性の活躍推進やカスタマー価値向上につながる経営アドバイス等を中心としたコンサルティング業務に携わり、企業経営の経験も有しております。2021年6月からは社外取締役として当社の経営に携わり、その職務を果たしてきました。特に営業マーケティング、ダイバーシティについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただいております。同氏の経験と実績を活かし、独立した立場と客観的な視点から、今後も経営に対する監督に十分な役割を果たし、企業価値向上に寄与いただけるものと判断し、社外取締役候補者に指名いたしました。

候補者
番号

4

いたの
板野



在任年数 一年

所有する当社株式の数
- 株

取締役会への出席状況
一回／一回 (100%)

のりひろ

則弘

1963年11月21日生(満62歳) 男性

新任

社外

独立

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1989年4月 三菱化成(株) (現 三菱ケミカル(株)) 入社
2012年10月 三菱化学(株) (現 三菱ケミカル(株)) 情報システム部長 兼 (株)菱化システム 取締役 (非常勤)
(株)三菱ケミカルホールディングス (現 三菱ケミカルグループ(株)) グループ基盤強化室部長 (兼務)
2015年4月 (株)三菱ケミカルホールディングス (現 三菱ケミカルグループ(株)) 情報システム室長
2018年10月 三菱ケミカル(株) 情報システム部長
2021年4月 三菱マテリアル(株)最高情報責任者 (CIO) 兼システム戦略部長
(株)MBS (現 三菱マテリアルITソリューションズ(株)) 取締役 (非常勤) (兼務)
2024年4月 三菱マテリアル(株)最高情報責任者 (CIO) 兼システム戦略部長
三菱マテリアルITソリューションズ(株)代表取締役社長 (兼務) (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、大手事業会社の情報システム部門で中核的な役割を担ってきたことにより培われた幅広い見識と、その関連会社の取締役ならびに社長の経験を有しています。この豊富な経験と実績を活かし、また独立した立場からも重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、当社の成長戦略の推進に適切な人物と判断し、新たに社外取締役候補者に指名いたしました。

同氏には、特にICT・DXについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと、および指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に際し、客観的・中立的立場で関与いただくことを期待しております。

候補者
番号

5

ふなもと
船本

みちこ
道子

1967年1月19日生(満59歳) 女性

新任

社外

独立



略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1989年4月 日本電信電話(株) (現 NTT(株)) 入社
2006年11月 タワーレコード(株)取締役CFO兼CIO
2008年7月 (株)NTTドコモ コピキタスサービス部ITS担当部長
2013年7月 DoCoMo interTouch Pte. Ltd. Chairman of the board 兼 インタータッチ・ジャパン 代表取締役社長
2014年7月 Dimension Data Holdings Ltd. General Manager
2015年7月 NTT都市開発(株) IR担当部長
2017年10月 (株)情報通信総合研究所 主席研究員 (現任)

在任年数 一年

所有する当社株式の数
- 株

取締役会への出席状況
一回／一回 (- %)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、大手通信事業会社のICT領域のみならず、リテールから不動産まで業種を担ってきたことによる幅広い見識と、その関連会社の取締役ならびに社長の経験を有しています。この豊富な経験と実績を活かし、また独立した立場からも重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、当社の成長戦略の推進に適切な人物と判断し、新たに社外取締役候補者に指名いたしました。

同氏には、特にダイバーシティ、ICT・DXについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと、および取締役会評価委員として、客観的・中立的立場で関与いただくことを期待しております。

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. **社外** は社外取締役候補者を、**独立** は独立役員候補者をそれぞれ表しております。
- 3.河野純子氏の戸籍上の氏名は、山内純子であります。
- 4.河野純子氏、板野則弘氏、船本道子氏は社外取締役候補者であります。当社は各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 河野純子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- 6.当社は、河野純子氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は当該契約を継続する予定であります。また、本議案が原案通り可決された場合には、新任取締役候補者の板野則弘氏、船本道子氏と、当該契約を締結する予定としております。
- 7.当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

以上

ご参考

取締役候補者のスキル・マトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の経営体制です。
取締役候補者の主要な専門性と経験は、次のとおりであります。

役 職	氏 名	経営スキル							事業の専門性に関するスキル			
		企業経営	財務・会計 資本政策	法 務 ガバナンス	経営企画 事業戦略	人事・労務 ダイバーシティ	ICT・DX	環 境 エネルギー	家電小売 事 業	住 環 境 事 業	マーケティング	ロジスティクス
代表取締役 会 長	金谷 隆平	●	●	●	●	●		●	●		●	
代表取締役 社長執行役員 CEO	高橋 徹也	●		●	●		●	●	●	●	●	●
社外取締役	河野 純子	●			●	●					●	
社外取締役	板野 則弘	●			●	●	●					
社外取締役	船本 道子	●	●		●	●	●					
社外取締役 (監査等委員)	内藤 欣也	●		●		●						
社外取締役 (監査等委員)	吉川 和美	●	●	●		●						
社外取締役 (監査等委員)	大槻 和子	●	●	●		●						

スキルセットの選定理由

スキルセット		選定の理由
経営スキル	企業経営	経営理念「人と社会の未来を笑顔でつなぐ」の実現を通じて当社グループの持続的な成長及び企業価値の向上を図るため、経営環境の変化を見定め長期的な視点で適切な経営戦略を構築できる幅広い知見・経験が必要である。
	財務・会計 資本政策	財務の健全性を確保するとともに、効率的な資金運用による成長投資と株主還元をバランスさせつつ、新たな社会価値の創出を当社グループの持続的な成長と企業価値の向上につなげることができる豊富な知見・経験が必要である。
	法務 ガバナンス	当社グループの事業の安定的な運営を通じて企業価値を向上させるため、社会規範や企業倫理を含む幅広い法務の知見と、経営戦略の実践を当社グループの持続的な成長につなげる実効性のあるコーポレートガバナンス体制を構築できるスキルが必要である。
	経営企画 事業戦略	当社グループの持続的な成長及び企業価値向上に向けて、事業ポートフォリオの効果的な組み替えにより強固な収益基盤を構築し、新たな社会価値創出に向けた外部とのアライアンス体制を構築できる知見・経験が必要である。
	人事・労務 ダイバーシティ	社会の変化がもたらすリスクを抑制し、新たな事業機会を捉えて当社グループの持続的な成長につなげていく組織力の源泉である『人財』の育成をリードし、従業員エンゲージメントの高度化を新たな顧客価値の創出及び企業価値の向上に結びつけていくため、『多様な人財』のマネジメントに関する知見・経験が必要である。
	ICT・DX	顧客の利便性や新たな体験価値の提供、業務効率の向上、迅速・的確な経営判断、事業継続性、セキュリティなどの視点からデータフローの最適化を図るため、デジタル技術に精通し、イノベーションをリードしていくことができる知見・経験が必要である。
	環境 エネルギー	気候変動をはじめとする環境課題やエネルギー問題がもたらす中長期的な『リスク』と『機会』をタイムリーに経営戦略に組み込み、当社グループが目指す「家庭のカーボンニュートラルの実現」という新たな社会価値創出につなげる知見・経験が必要である。
事業の専門性に関するスキル	家電小売事業	祖業であり、最大の収益基盤である『家電小売事業』を中長期的な中核事業に位置づけ、その事業インフラを活用できるなどの親和性の高い関連事業を開発して新たな収益事業に育成していくため、家電小売事業の知見・経験が必要である。
	住環境事業	製品の機能面や配送・設置・工事(宅内作業)などの事業インフラ面で『家電小売事業』と親和性が高く、当社グループが目指す新たな社会価値「高齢社会のレジリエンス強化支援」の柱となる住環境事業の知見・経験が必要である。
	マーケティング	あらゆる世代の顧客やその生活様式にマッチしたバリエーション豊富なマーケティングの実施、購入後のアフターサービスにとどまらず、リコールなどの『製品安全』対策を前提とした膨大な顧客情報の蓄積と製品情報の提供、顧客の購買動向やプロファイリングに基づくマーケティングオートメーションやOMO(Online Merges with Offline)の推進など、業界特有のマーケティングスキルが必要である。
	ロジスティクス	大型の重量物や設置・工事を伴う製品を取り扱い、製品の備蓄、営業店舗・配送拠点などの事業拠点への補給、EC事業における宅配出荷などの複雑な機能を併せ持つ物流インフラを統括して『家電小売事業』の動脈を担うため、業界特有のロジスティクスに関する知見・経験が必要である。

取締役の選任に関する方針と手続き

- 取締役の選任にあたっては、当社の経営方針・事業内容・課題等に関して知識・理解・経験を有し、当社の中長期的な企業価値向上に貢献しうる人財であることを基本とし、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を務める「指名・報酬委員会」が取締役会の諮問を受けて審議し、その答申を受けて取締役会で候補者を決定いたします。なお、監査等委員である取締役の選任に際しては、監査等委員会の同意を得たうえで取締役会で候補者を決定いたします。
- 社外取締役については、職務執行の監督機能を強化する観点、あるいは取締役の職務執行を適切に監査する観点から、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を有する人財であり、出身の各分野において豊富な経験と高い見識を有していることを重視しております。
- 当社における独立性判断基準は、会社法の求める社外役員の社外性要件、証券取引所の求める独立性基準とともに満たすことを基本とし、企業価値及び株主利益の向上に寄与することができる適切な人財を社外取締役候補者としており、独立役員として証券取引所に届け出ております。
なお、独立性判断基準は適宜取締役会の諮問を受けた「指名・報酬委員会」において審議し、その答申を受けて取締役会で決定いたします。

取締役会のスキルに関する考え方

- Joshinグループは、関西・東海・関東・北信越エリアにおいて家電やモバイル通信、エンターテインメント分野の小売事業及び家庭内インフラの施工を含めた住環境事業などを中核事業として展開しており、健全で透明性の高いコーポレートガバナンス・内部統制システムを構築し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指しています。
- 当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会は経営方針や経営戦略の決定を行うとともに、業務執行の権限を大幅に委譲し、取締役の職務執行の監督機能を強化することによって当社の持続的な成長と企業価値の向上を目指します。
取締役会がその役割を適切に果たすためには、Joshinグループの事業内容や運営組織、ガバナンス体制等を踏まえ、取締役会全体として必要なスキルが備わっていることが求められ、また、そのスキルは事業環境とともに常に変化します。
- 当社の取締役会において経営方針や経営戦略の決定及び取締役の職務執行の監督を適切に行うためには、「企業経営」の経験や「財務・会計・資本政策」「法務・ガバナンス」「経営企画・事業戦略」「人事・労務・ダイバーシティ」「ICT・DX」「環境・エネルギー」などの経営に必要なスキルに加え、「家電小売事業」や「住環境事業」及びそれらの成長を支える「マーケティング」「ロジスティクス」など、業界特有のスキルが求められます。
- 監査等委員である取締役は、取締役として監督機能を発揮することに加え、監査等委員会として取締役の職務執行の監査を適切に行うため、上記取締役会に求められるスキルのうち、特に「法務」、「財務・会計」に関するスキルを備えることが重要であると考えています。

取締役会の実効性向上に向けたスキル・マトリックスの活用

当社は、取締役会を構成する取締役の多様性が取締役会の実効性を左右し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に大きな影響を与えるとの考えに基づき、取締役の知識・経験・能力など取締役会の構成のバランス・多様性のあり方について取締役会で定期的に審議し、取締役に求められるスキルを特定のうえ「スキル・マトリックス」として公表しています。

当社は「スキル・マトリックス」を、特定の分野に強みを持つ人財を幅広く採用することで取締役会のスキル・多様性を適切に確保するためのツールと考えており、取締役の選任にあたっては、「スキル・マトリックス」に照らして必要なスキル・経験を有する候補者を選定し、定時株主総会で決定する手続きをとります。

当社は「スキル・マトリックス」を以下のとおり活用しています。

1. 経営戦略に照らして取締役会に必要なスキルの特定
2. あるべき取締役会の構成と現状とのギャップの把握
3. 不足するスキルを保有する人財の取締役にの登用
4. 不足するスキルに関する取締役のトレーニングの充実
5. 取締役のサクセッションプランへの活用
6. 執行役員その他幹部社員のサクセッションプランへの活用

当社は「スキル・マトリックス」がサクセッションプランにおいて重要な役割を果たすと考え、業務執行取締役及びCEOの候補者を育成するための中核人財の評価基準として活用しています。次期候補の育成においては、現取締役、執行役員、幹部社員を対象とするトレーニングを継続的に実施しています。特に執行役員については、取締役も参集する執行役員会やサステナビリティ委員会、リスク管理委員会等において、法務・ガバナンス、営業戦略、財務戦略、人財戦略、グループ経営等、取締役に求められる幅広いスキル・知見を共有しているほか、執行役員の職務遂行の結果について取締役会で定期的な報告を求めるなど、将来取締役及びCEOの任にあたることのできる人財としての評価・育成を十分な時間をかけて行っています。

MEMO

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、雇用や所得の改善を背景に緩やかな回復基調を維持しました。一方で、米国の通商政策の変化や物価上昇による消費者心理の冷え込みが影響し、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当家電販売業界におきましては、猛暑によるエアコン販売の伸長に加え、買い替え需要を背景とした携帯電話やパソコン、新商品の発売によるテレビゲームの売上拡大が寄与し、前年を上回る堅調な推移となりました。また、当社グループが業界で唯一オフィシャルスポンサーを務める「阪神タイガース」が2年ぶりにリーグ優勝を果たし、これに伴うセール開催が売上拡大に大きく貢献いたしました。

今後の商環境におきましても、景気の不透明感に加え、地域紛争の長期化による地政学的リスクや原材料価格の高騰による経済指標の悪化が懸念されます。さらには、消費者心理の低下や可処分所得の減少により、耐久消費財への需要予測が困難となるなか、同業他社との競争が一層激化することが予想されます。

このような状況下、今年度が最終年度となる3カ年の中期経営計画『JT-2025経営計画』に取り組んでまいりました。この計画は当グループが目指す、2030年にあるべき姿「地域社会の成長を支え、人と環境の未来に貢献する企業」へと進化すべく、バックキャストの思考で2025年度を通過点とし、お客さまの課題解決、お役立ち実現による顧客生涯価値の創出を目指すものであり、各種目標達成に向けた具体的な戦略の立案、実行により、着実に計画を遂行いたしました。

店舗展開につきましては、引き続き店舗力の強化と投資効率の改善を目指す、適切なスクラップアンドビルドの方針のもと、マークイズ葛飾かなまち店（東京都）等4店舗の出店を行うとともに2店舗の撤収を行った結果、当期末の店舗数は217店舗となりました。

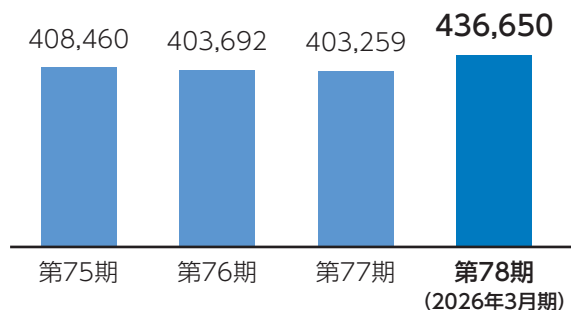
以上の結果、当期の連結業績は、次のとおりとなりました。

連結業績の概況

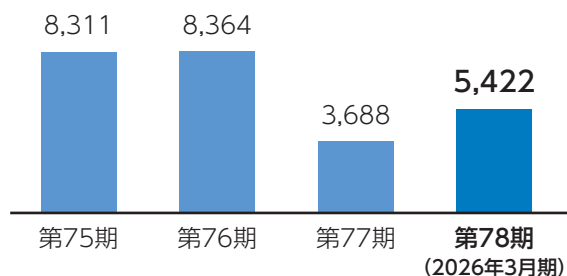
(単位：百万円)

	2025年3月期	2026年3月期	増減額	前期比
売上高	403,259	436,650	33,390	108.3%
営業利益	3,688	5,422	1,734	147.0%
経常利益	3,491	5,113	1,622	146.5%
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,407	3,280	△127	96.3%

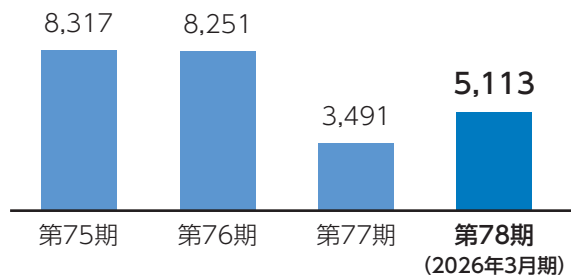
■ 売上高 (百万円)



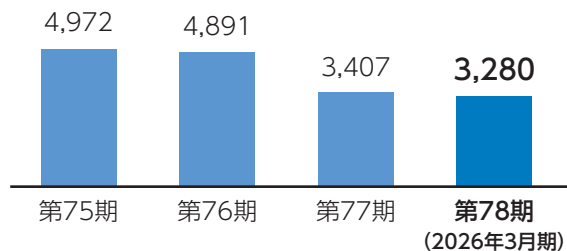
■ 営業利益 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



品種別売上高

区 分		売上高	構成比	対前期増減率
家 電		百万円	%	%
	テレビ	25,548	5.8	1.6
	ビデオ及び関連商品	5,676	1.3	△3.8
	オーディオ及び関連商品	6,567	1.5	△2.5
	冷蔵庫	23,909	5.5	△0.3
	洗濯機・クリーナー	36,222	8.3	1.0
	電子レンジ・調理器具	18,334	4.2	7.2
	理美容・健康器具	13,507	3.1	0.4
	照明器具	2,564	0.6	1.9
	エアコン	46,523	10.7	10.9
	暖房機	2,844	0.7	△8.9
	その他	16,776	3.8	△2.3
小計		198,475	45.5	2.9
情 報 通 信	パソコン	24,308	5.6	21.7
	パソコン周辺機器	13,336	3.0	3.9
	パソコンソフト	1,016	0.2	19.4
	パソコン関連商品	18,217	4.2	3.5
	電子文具	314	0.1	△17.2
	電話機・ファクシミリ	809	0.2	△16.6
	携帯電話	55,904	12.8	13.8
	その他	6,235	1.4	41.8
小計		120,143	27.5	13.2
そ の 他	音楽・映像ソフト	4,942	1.1	△1.3
	ゲーム・模型・玩具・楽器	69,066	15.8	22.5
	時計	1,008	0.2	△9.3
	修理・工事収入	20,515	4.7	7.3
	その他	22,498	5.2	△0.4
	小計	118,031	27.0	13.3
合計		436,650	100.0	8.3

(注) △印は減少を示します。

(2) 設備投資等の状況

当期に実施いたしました設備投資額は46億円で、その主なものは、店舗の新設、既存店舗の改装等であり
ます。

新設店舗 < 4 店舗 >

マークイズ葛飾かなまち店 (東 京 都)	ららぽーと名古屋みなとアクルス店 (愛 知 県)	シーナシーナ尾張旭店 (愛 知 県)
須 坂 イ オ ン モ ー ル 店 (長 野 県)		

主な改装店舗

鶴 見 店 (大 阪 府)	神戸南イオンモール店 (兵 庫 県)	アウトレット姫路東店 (兵 庫 県)
アウトレット九条烏丸店 (京 都 府)	アウトレット奈良三条大路店 (奈 良 県)	ク ロ ス モ ー ル 豊 川 店 (愛 知 県)
大 垣 イ オ ン モ ー ル 店 (岐 阜 県)	松 阪 店 (三 重 県)	長 岡 愛 宕 店 (新 潟 県)

撤収店舗 < 2 店舗 >

三 国 ケ 丘 店 (大 阪 府)	北野白梅町イズミヤ店 (京 都 府)
-------------------	--------------------

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、所得環境の一層の改善が期待されるものの、混迷する中東情勢の長期化及びそれに伴う原油・エネルギー価格の変動に加え、為替相場や物価動向の推移など、景気の先行きについては依然として極めて不透明な状態が続くものと思われます。

当家電販売業界におきましても、世界的な地域紛争激化等地政学的リスクの拡大、原材料高騰等に起因する各種経済指標の悪化、インフレに伴う実質的な所得の伸び悩みによる耐久消費財に対する消費マインドの低迷等から、同業者間の競争はますます激しくなることが予想されます。

このような厳しい状況下ではありますが、当社グループは、次年度から3カ年（2026年度～2028年度）の新たな中期経営計画『JT-2028経営計画』を策定しております。

今回の中期経営計画は、「ライフスタイル・サポートカンパニーへの進化」により、新生Joshinグループとして持続的成長と企業価値向上を可能とする事業基盤の再構築を目指すものです。同計画における重点戦略として、「リアル店舗事業の収益力強化」「PB商品への本格参入」「マーケティング機能の再構築」を掲げ、具体的な戦略を立案、実行し、グループ一丸となって着実に計画を遂行してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第75期	第76期	第77期	第78期(当期)
	2022.4.1～2023.3.31	2023.4.1～2024.3.31	2024.4.1～2025.3.31	2025.4.1～2026.3.31
売 上 高(百万円)	408,460	403,692	403,259	436,650
経 常 利 益(百万円)	8,317	8,251	3,491	5,113
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益(百万円)	4,972	4,891	3,407	3,280
1 株 当 た り 当 期 純 利 益(円)	186.77	185.90	131.13	126.81
総 資 産(百万円)	223,218	232,775	231,503	228,813
純 資 産(百万円)	100,698	104,613	104,665	105,364

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数（自己株式数控除後）に基づいて算出しております。
なお、期中平均株式数は、役員及び従業員向け株式交付信託口が保有する当社株式を控除しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

① 親会社との関係

当社には、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ジョーシンサービス株式会社	60	100.0	家電商品等の配送、据付、修理及び保守業務
ジョーシントック株式会社	100	100.0	損害保険・生命保険代理店業務
ジェー・イー・ネクスト株式会社	50	100.0	音楽・映像ソフトのレンタル、中古書籍等の売買
兵庫京都ジョーシン株式会社	20	100.0	各事業の請負並びに受託運営
ジャプロ株式会社	10	(100.0)	情報機器、通信機器の取付・設定
東海ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
関東ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
滋賀ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
和歌山ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
J・P・S 商事株式会社	10	100.0	家電商品等の販売
北信越ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
ジョーシンリフォーム近畿株式会社	2	100.0	リフォーム全般、増改築の企画・設計・施工、耐震補強
J S D INSURANCE PTE.LTD.	千シンガポール ドル 700	(100.0)	損害保険の再保険引受

(注) 1. 連結子会社は、上記の13社であります。

2. ジャプロ株式会社の「当社の議決権比率」欄の（ ）内は間接所有であり、ジョーシンサービス株式会社が所有しております。

3. J S D INSURANCE PTE.LTD.の「当社の議決権比率」欄の（ ）内は間接所有であり、ジョーシントック株式会社が所有しております。

4. 2026年2月5日付で、株式会社DOのリフォームの全株式を取得し100%子会社とするとともに、同日付でジョーシンリフォーム近畿株式会社へ商号変更しております。

③ 特定完全子会社の状況

当社には、特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社及びその連結子会社で構成するジョーシングループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

当社は、家電商品、情報通信機器、エンタテインメント商品及び住宅設備機器とこれらに関連する商品の専門販売店をコア事業としております。

ジョーシンサービス株式会社は、商品の配送、据付、修理及び保守業務を行っております。また、ジャプロ株式会社は、情報通信機器の取付・設定業務を行っております。

ジョーシンテック株式会社は、損害保険・生命保険代理店業務及び長期修理保証制度に関する業務を行っております。また、JSD INSURANCE PTE.LTD.は、長期修理保証制度におけるグループ損益の改善と資金流動の効率化を図ることを目的としたキャプティブ（再保険会社）であります。

ジェー・イー・ネクスト株式会社は、音楽・映像ソフトのレンタルや中古書籍等の売買を行う専門店を営んでおります。

J・P・S 商事株式会社は、家電商品等の販売業務を行っております。

ジョーシンリフォーム近畿株式会社は、増改築の企画・設計・施工や耐震補強といったリフォーム全般業務を行っております。

当社は、兵庫京都ジョーシン株式会社、東海ジョーシン株式会社、関東ジョーシン株式会社、滋賀ジョーシン株式会社、和歌山ジョーシン株式会社及び北信越ジョーシン株式会社に店舗運営の一部を業務委託しております。

(8) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

① 本 社 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

② 店 舗 217店舗

所在地	店舗数	名称	所在地	店舗数	名称
大 阪 府	58店	日本橋店 他	群 馬 県	1店	太田イオンモール店
兵 庫 県	37店	三宮1ばん館 他	愛 知 県	18店	スーパーキッズランド大須店 他
京 都 府	11店	京都1ばん館 他	岐 阜 県	7店	多治見店 他
滋 賀 県	13店	西大津店 他	三 重 県	8店	松阪店 他
奈 良 県	13店	奈良店 他	静 岡 県	1店	焼津インター店
和歌山県	8店	和歌山店 他	富 山 県	8店	富山本店 他
東 京 都	4店	王子店 他	石 川 県	4店	金沢本店 他
神奈川県	2店	相模原小山店 他	福 井 県	2店	福井本店 他
埼 玉 県	6店	鴻巣店 他	新 潟 県	9店	亀貝店 他
千 葉 県	5店	市川大野店 他	長 野 県	2店	長野インター店 他

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,362名	67名増

(注) 従業員数には、臨時従業員 3,009名（一般従業員の標準勤務時間数から換算した平均年間雇用人員数）は含んでおりません。

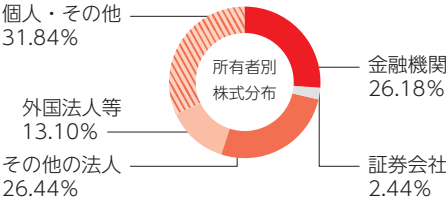
(10) 借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社りそな銀行	13,050
株式会社三菱UFJ銀行	6,820
三井住友信託銀行株式会社	4,936

(注) 上記は、借入総額の10%以上の借入先であります。

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 99,000,000株
(2) 発行済株式の総数 28,000,000株
(3) 株 主 数
議決権のある株主数 24,685名
株主総数 188,848名
(4) 大 株 主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,964,000	7.39
上新電機社員持株会	1,799,287	6.77
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,046,352	3.94
株式会社りそな銀行	800,000	3.01
第一生命保険株式会社	675,000	2.54
シャープ株式会社	542,500	2.04
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	401,761	1.51
株式会社ケーズマネジメント	370,000	1.39
上新電機取引先持株会	356,000	1.34
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	342,294	1.28

(注) 持株比率は、自己株式 (1,453,872株) を控除して計算しております。

- (5) 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2026年 3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	金 谷 隆 平	会長
代 表 取 締 役	高 橋 徹 也	社長執行役員 CEO
取 締 役	山 平 恵 子	品川リフラ(株) 社外取締役 丸一鋼管(株) 社外取締役
取 締 役	河 野 純 子	河野純子事務所 NPO法人Tokyo International Progressive School理事 慶應義塾大学SFC研究所上席所員 ライフシフト・ジャパン(株) 取締役CMO ダイドーグループホールディングス(株) 社外取締役
取 締 役	西 川 清 二	
取 締 役 (監査等委員)	内 藤 欣 也	弁護士 法律事務所三ツ星
取 締 役 (監査等委員)	吉 川 和 美	公認会計士 吉川和美公認会計士事務所 バルテス・ホールディングス(株) 社外取締役 (監査等委員) 公認会計士協会近畿会社外役員専門委員会専門委員長
取 締 役 (監査等委員)	大 槻 和 子	公認会計士 今岡公認会計士・税理士事務所 サカタインクス(株) 社外取締役 石原ケミカル(株) 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 2025年6月24日開催の第77回定時株主総会の決議により、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 2025年6月24日開催の第77回定時株主総会において、内藤欣也氏、吉川和美氏、大槻和子氏が新たに取締役（監査等委員）に選任されました。
3. 取締役山平恵子、河野純子、西川清二、内藤欣也、吉川和美及び大槻和子の各氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査等委員会は、原則として毎月開催しております。監査等委員である社外取締役は、取締役の職務執行状況について情報共有・意見交換を行うとともに、重要な決裁書類等の閲覧を通じて経営の実態を適時に把握しております。また、専任の社員が常駐する監査等委員会室、内部監査部門である監査部及び会計監査人との情報交換を通じて意思決定プロセスを把握し、取締役の職務執行について監査を実施することにより、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 監査等委員吉川和美及び大槻和子の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	横 山 晃 一	インフラ戦略担当 ※
常務執行役員	田 中 幸 治	ガバナンス戦略担当
常務執行役員	大 代 卓	財務戦略担当
常務執行役員	元 井 健 介	マーケティング・物流戦略担当
常務執行役員	江里口 喜 浩	リテール戦略担当
執 行 役 員	酒 井 竜 雄	開発・建設担当
執 行 役 員	阿 部 孝 次	営業統轄担当
執 行 役 員	橋 本 和 彦	I C T・D X 担当
執 行 役 員	木 原 辰 浩	E C 事業担当
執 行 役 員	畑 島 和 也	法務・リスクマネジメント担当
執 行 役 員	荒 内 創	ソリューションビジネス・モバイル事業 担当
執 行 役 員	西 尾 公 則	人事・総務担当
執 行 役 員	高 木 勝 敏	スマートライフ・サポート・サービス担 当
執 行 役 員	添 田 大 幸	店舗事業(東海・東京)担当

※ 2026年3月31日付で、横山晃一氏は退任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役、執行役員及び子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当社が保険料の全額を負担しております。

その契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		確定金銭 報酬	業績連動 金銭報酬	業績連動 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち、社外取締役）	134 (25)	89 (25)	11 (－)	34 (－)	9 (4)
取締役（監査等委員） （うち、社外取締役）	19 (19)	19 (19)	－	－	3 (3)
監 査 役 （うち、社外監査役）	8 (4)	8 (4)	－	－	4 (3)
計 （うち社外役員）	163 (50)	117 (50)	11 (－)	34 (－)	16 (10)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は2025年6月24日開催の第77回定時株主総会において年額240百万円以内と決議されております（業績連動株式報酬は含みません。また、現在使用人兼務取締役は存在しません）。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役は3名）であります。また、これとは別に2017年6月27日開催の第69回定時株主総会において、信託期間（3年間）中に300百万円を上限とする金銭を拠出し、信託期間中に選任され就任した取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬を支給することが決議されております。これにより取締役に付与する当社株式の株数の上限は、支給の対象となる取締役全員で1事業年度当たり50,000株となっております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は9名（うち社外取締役は2名）であります。また、2020年6月23日開催の取締役会、2023年4月18日開催の取締役会、次いで2026年3月3日開催の取締役会において、それぞれ株式交付規程の一部改定・新設を行ったうえで3年間延長することが決議されております。2025年6月24日開催の第77回定時株主総会において本制度に係る報酬枠を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬枠として改めて設定することが決議されております。
2. 業績連動金銭報酬は、個人業績連動金銭報酬と財務指標連動金銭報酬にて構成されております。個人業績連動金銭報酬については各取締役の職務遂行の成果を指標とし、財務指標連動金銭報酬については営業利益を指標とし、それぞれの目標達成度合いに応じて報酬額を算出しております。なお、当事業年度における営業利益は5,422百万円であります。
3. 業績連動株式報酬は、財務指標連動株式報酬とサステナビリティ指標連動株式報酬にて構成されております。財務指標連動株式報酬についてはROEを指標とし、サステナビリティ指標連動株式報酬についてはCDP気候変動スコア及び従業員エンゲージメントスコアを指標とし、それぞれの目標値に対する達成度合いに応じて報酬額を算出しております。なお、当事業年度におけるROEは3.1%、CDP気候変動スコアはA、従業員エンゲージメントスコアは64点であります。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、当事業年度に計上した、株式報酬引当金繰入額34百万円が含まれております。
5. 監査役の報酬限度額は2020年6月23日開催の第72回定時株主総会において月額6百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。
6. 監査等委員である取締役の報酬限度額は2025年6月24日開催の第77回定時株主総会において年額72百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）であります。

(5) 取締役の報酬等の決定に関する方針

①基本方針

- ・経営戦略、経営目標に即した職務の遂行を最大限に促すものとする。
- ・当社役員の役位と、業績貢献に応じた報酬とする。
- ・株主の皆さまと利益・リスクを共有し、株主視点での経営への動機付けとなる報酬とする。
- ・社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経ることで、透明性及び客観性を確保する。

②報酬の構成

取締役報酬は、確定金銭報酬（50%）、個人業績連動金銭報酬（10%）、財務指標連動金銭報酬（10%）、財務指標連動株式報酬（10%）及びサステナビリティ指標連動株式報酬として環境経営指標連動報酬（10%）、従業員エンゲージメント指数連動報酬（10%）で構成するものとし、個別配分については、役位及び役割に応じて報酬倍率を設定しております。

役員報酬構成の概要は、以下のとおりです。

報酬構成		構成比	
確定金銭報酬		50%	金銭報酬70%
個人業績連動金銭報酬	モニタリング評価連動	10%	
財務指標連動金銭報酬	営業利益実績連動	10%	
財務指標連動株式報酬	ROE実績連動	10%	株式報酬30%
サステナビリティ指標 連動株式報酬	環境経営指標連動	10%	
	従業員エンゲージメント 指数連動	10%	

<役位別の取締役報酬>

取締役報酬の基準を「取締役兼執行役員」とし、その基準月額報酬は従業員の給与制度上の最高給与月額の300%以内と定めております。取締役報酬は取締役の役位別の報酬倍率と業績により決定いたします。役位別の報酬倍率は、以下のとおりです。

役位	報酬倍率	代表取締役の報酬倍率	C E O の報酬倍率	報酬倍率(合計)
取締役会長	1. 7	0. 2	—	1. 9
取締役兼社長執行役員	2. 0	0. 2	0. 3	2. 5
取締役兼副社長執行役員	1. 7	—	—	1. 7
取締役兼専務執行役員	1. 4	—	—	1. 4
取締役兼常務執行役員	1. 2	—	—	1. 2
取締役兼執行役員	1. 0	—	—	1. 0

<取締役の各報酬要素の概要>

【金銭報酬(70%)】

・確定金銭報酬(50%)

取締役としての役位に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給いたします。

(短期インセンティブ報酬としての金銭報酬)

・個人業績連動金銭報酬(10%)

指名・報酬委員会が事業年度毎に各取締役の職務遂行の成果を評価し、支給額は、目標達成時を100%として、50%~150%の範囲内で変動します。当該業績連動報酬は確定金銭報酬と合算して毎月金銭で支給いたします。

・財務指標連動金銭報酬(10%)

労使一体となった業績向上に取り組むため、従業員の決算賞与と同じく営業利益の計画達成度に応じて決定いたします。支給額は、目標達成時を100%として、0%~150%の範囲内で変動します。

【株式報酬(30%)】

(長期インセンティブ報酬としての株式報酬)

・財務指標連動株式報酬(10%)

資本収益性の改善度を報酬に反映させるため、中期経営計画に定めるR O E 計画達成度に基づく報酬として株式を交付いたします。

・環境経営指標に基づく株式報酬(10%)

気候変動がもたらす環境課題をリスクと機会の観点から経営戦略に組み込み、社会に対するポジティブインパクトの創出を当社の持続的な成長に結びつけるため、取締役の積極的な関与を促すインセンティブとして導入し、環境経営指標（C D P 気候変動スコア）に基づく報酬として株式を交付いたします。

・従業員エンゲージメント指数に基づく株式報酬(10%)

「環境の変化に応じた人財の確保」、「ダイバーシティ&インクルージョン」、「ワーク・ライフ・バランス」、「人権尊重」の4つのテーマを軸に、多様な人財が生き生きと活躍できる社内環境の構築と人財の育成に積極的に投資することにより、従業員エンゲージメントの高度化によるCSの向上（新たな社会価値の創出）を当社の持続的な成長に結びつけるため、その活動の進捗状況を「エンゲージメントスコア」として継続的に計測し、エンゲージメントスコアに基づく報酬として株式を交付いたします。

株式報酬については、当社取締役と株主の皆さまとの価値共有を促進し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、毎年1回、役位毎に定める役位ポイント数と役割毎に定める加算ポイント数を合計した役位別基礎ポイント数に、該当する財務指標、サステナビリティ指標の達成度合いに応じた支給係数を乗じて算出されるポイントを付与します。1ポイントは当社普通株式1株とし、各取締役が退任時に当社普通株式（一部は売却換金した金銭）の交付を受けるものです。

役位ポイントは役位に応じて下記のとおり設定しております。

役位	役位ポイント
取締役会長	2,040 Pt
取締役兼社長執行役員	2,400 Pt
取締役兼副社長執行役員	2,040 Pt
取締役兼専務執行役員	1,680 Pt
取締役兼常務執行役員	1,440 Pt
取締役兼執行役員	1,200 Pt

加算ポイントは役割に応じて下記のとおり設定しております。

役割	加算ポイント
最高経営責任者	360 Pt
代表権	240 Pt

支給係数は、該当する財務指標、サステナビリティ指標の目標値に対する達成率により設定されており、目標達成時を1.00として、0.00～1.50の範囲内で変動します。

なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は必ずしも業績連動報酬等の変動報酬が相応しいとは言えないため、固定報酬のみの支給とし、世間水準、当該社外取締役の経歴、専門分野における知識・経験等を考慮し、個別に決定しております。

監査等委員である取締役の報酬についても、固定報酬のみの支給としております。

③決定手続き

取締役の報酬等の決定方針は、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、取締役会の決議により、決定しております。取締役会で取締役の役員報酬の決定に関する基本方針を含む「取締役報酬規程」を決議する際には、取締役会の諮問機関として社外取締役が過半数を占め、かつ社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会で審議した結果を取締役に答申し、透明性及び客観性を高め、公正なプロセスで決定しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査等委員である取締役の報酬額については、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、当社は2026年1月13日開催の取締役会において、当該方針の内容を一部変更し、新たに決議しております。変更内容は、報酬制度の透明性及び客観性を高める観点から、従来の個人業績連動金銭報酬を廃止するとともに、財務指標連動金銭報酬（営業利益実績連動）の構成比を見直したものです。また、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

2026年4月1日からの変更点は次のとおりです。

報酬構成		構成比	
確定金銭報酬		50%	金銭報酬70%
財務指標連動金銭報酬	営業利益実績連動	20%	
財務指標連動株式報酬	ROE実績連動	10%	株式報酬30%
サステナビリティ指標 連動株式報酬	環境経営指標連動	10%	
	従業員エンゲージメント 指数連動	10%	

＜取締役の各報酬要素の概要＞

【金銭報酬(70%)】

- ・ 確定金銭報酬(50%)

取締役としての役位に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給いたします。

(短期インセンティブ報酬としての金銭報酬)

- ・ 財務指標連動金銭報酬(20%)

労使一体となった業績向上に取り組むため、従業員の決算賞与と同じく営業利益の計画達成度に応じて決定いたします。支給額は、目標達成時を100%として、0%～150%の範囲内で変動します。

報酬構成以外については従来からの内容に変更はございません。

(6) 社外役員に関する事項

①会社役員等の重要な兼職の状況

「3. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社との間に特記すべき関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏名	出席会議及び 出席状況	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
山平 恵子 (社外取締役)	取締役会 16回/17回出席	取締役会では、特に企業経営、環境対策について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
河野 純子 (社外取締役)	取締役会 17回/17回出席	取締役会では、特に営業マーケティング、ダイバーシティについて専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

氏名	出席会議及び出席状況	主な活動状況及び 社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
西川 清二 (社外取締役)	取締役会 17回/17回出席	取締役会では、特にICT・DXについて専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会評価委員会の委員として、客観的・中立的な立場で当社の目標達成に向けた活動を分析・評価し、継続的な改善を図る機能を担っております。
内藤 欣也 (社外取締役) (監査等委員)	取締役会 17回/17回出席 監査等委員会 11回/11回出席	取締役会では、特に法務ガバナンス、人事労務について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会評価委員会の委員長として、客観的・中立的な立場で当社の目標達成に向けた活動を分析・評価し、継続的な改善を図る機能を担っております。
吉川 和美 (社外取締役) (監査等委員)	取締役会 17回/17回出席 監査役会 3回/3回出席 監査等委員会 11回/11回出席	主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、疑問点を明らかにするため適宜意見を述べております。また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項の協議等を行っております。
大槻 和子 (社外取締役) (監査等委員)	取締役会 17回/17回出席 監査役会 3回/3回出席 監査等委員会 11回/11回出席	主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、疑問点を明らかにするため適宜意見を述べております。また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項の協議等を行っております。

（ご参考）取締役会の実効性評価について

2025年度（2026年3月期）について取締役会の実効性評価を行いましたので、その結果の概要をお知らせいたします。

(1) 2025年度の課題

1. 中長期の成長戦略の深化と資本コストを意識した効率経営の推進（継続的な取り組み）
2. 取締役会の機動性発揮とモニタリング機能の強化（新たな取り組み）

(2) 2025年度の課題に対する対応

- ① 社外取締役からの提言
 - ・ 当社の強みを活かした中長期の成長戦略の立案
 - ・ 適切なK P I 設定による利益率の改善
 - ・ 成長事業の拡大を支える投資の促進
 - ・ 資本効率向上の推進
 - ・ CEOをはじめとするサクセッションプランの見直し
- ② 執行部門の対応（業務執行取締役と執行役員の連携）
 - ・ 次期中期経営計画（「JT-2028経営計画」）の策定
 - ・ K P I に基づくリアルタイムの業績把握とPDCAサイクルの構築
 - ・ 成長事業と位置づけるリフォーム事業におけるM&A実施
 - ・ 政策保有株式の縮減推進、資本収益性指標の計画見直し
 - ・ 取締役及びC E O の選解任基準改定とサクセッションプラン再構築の提案

(3) 2025年度の取り組みの結果

結果1) 中長期の成長戦略の深化

- ① 中長期経営戦略のマイルストーンとして次期中期経営計画（「JT-2028経営計画」）の早期策定に着手し、その概要を現中期経営計画（「JT-2025経営計画」）最終年度の第3四半期に公表して株主・投資家との対話の足がかりとした。
- ② 中期経営計画において成長事業と位置付けるリフォーム事業において、大規模リフォーム、オーダーリフォームの強化に向けたM&Aを実施した。
- ③ 一方で、現中期経営計画の達成に向け、足元の業績回復に関する議論に相応の時間を割いたことにより、中長期的な企業価値向上につながる成長戦略の議論は「道半ば」となり、戦略の解像度アップが継続的な課題となっている。

結果2) 資本コストを意識した効率経営の推進

- ① 足元の業績を踏まえて現中期経営計画の計画数値の妥当性を再評価し、次期中期経営計画におけるR O E 計画値を下方修正した。R O E の向上及びP B R の改善に向けた「稼ぐ力」の強化が喫緊の最重要経営課題となっている。

- ② 売上総利益率及び営業利益率の改善に向けた重要KPIを設定・ダッシュボード化し、リアルタイムの進捗把握、迅速な原因分析、対策立案につながるPDCAサイクルの起点とした。
- ③ 執行役員の業績連動株式報酬の算定指標に資本収益性指標として「ROE」を導入し、2027年3月期から運用する制度改正を行った。
- ④ 新規出店、既存店舗の改装・業態変更の決定において、店舗網構築によるマーケットシェアの確保を基本としつつも、資本コスト（WACC）を意識し、個店毎の投資対効果（ROI）をより重視する決裁基準に変更した。
- ⑤ リアル店舗におけるアウトレット店展開及びECにおけるアウトレット販売により、在庫効率の改善と売場の鮮度改善を推進した。
- ⑥ 政策保有株式の縮減を継続的に推進した。

結果3) 取締役会の機動性発揮とモニタリング機能の強化

- ① 監査等委員会設置会社への移行により、執行部門への大幅な権限委譲を行い、取締役会が大局的議論に集中するための制度的枠組み（モニタリング・ボード）を整備した。
持続的な成長及び企業価値向上に資する議論に集中するため、中長期的な成長戦略及び財務・資本政策を中心テーマとする年間アジェンダを設定したほか、監督側と執行側の共通言語として経営における重要KPIを設定し、ダッシュボード化した。
- ② 監査等委員会設置会社移行を機に取締役及びCEOの選解任基準を改定した。
- ③ サクセッションプランを改定し、次期取締役候補（Ready）、次期執行役員候補（Next）、将来の幹部候補（Potential）の3つの人財プールを設定し、育成プログラムをスタートさせた。
- ④ 監査等委員会設置会社に移行した初年度は、取締役会に付議される案件について、取締役会が大局的判断を行うための情報の提供が十分とは言えず、監督側と執行側のコミュニケーションのあり方が課題となった。

(4) 2025年度の評価結果の概要

取締役会評価委員会の報告を踏まえて審議した結果、監査等委員会設置会社への移行に伴いモニタリング体制の基盤が構築され、適時・的確な業績モニタリングが機能し始めていること、ならびに社外取締役の多様な知見を活かした活発な意見交換が行われていることから、取締役会の実効性は概ね確保されていると評価しております。

一方で、権限委譲を通じた新たなガバナンス体制の初年度であったことから、監督と執行のパートナーシップ（それぞれの役割分担）のあり方について課題を残したほか、執行部門から取締役会に付議される議案における戦略的意義、投資効果、リスク評価などの大局的視点の明示については、いまだ改善の余地があるとの認識が共有されました。

また、抽出された経営課題の解決に向けたPDCAサイクルをさらに確実なものとし、ステークホルダーとの対話（IR活動）を通じて得られた市場の声を経営戦略に反映させ、より一層磨きをかけていく必要があるとの建設的な意見がなされました。

(5) 2026年度の取締役会の実効性向上に向けた取り組み

上記の評価結果を踏まえ、2026年度は以下の取り組みを推進していきます。

1. 中長期の成長戦略の深化と資本コストを意識した効率経営の推進
2. 取締役会と執行役員会の連携及び取締役会のモニタリング機能の強化

これらの取り組みを通じて、取締役会における議論を充実させ、取締役会の実効性の一層の向上により、中長期の経営戦略の実現及び企業価値の向上に努めてまいります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 54百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 71百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、「気候変動対応支援業務」等について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会は会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- (注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
ただし、1株当たり当期純利益は小数点以下第3位を四捨五入しております。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	121,201
現金及び預金	4,529
売掛金	25,633
契約資産	24
棚卸資産	69,867
未収入金	18,376
その他	2,777
貸倒引当金	△7
固定資産	107,611
有形固定資産	70,701
建物及び構築物（純額）	38,377
工具、器具及び備品（純額）	4,418
土地	26,777
リース資産（純額）	147
建設仮勘定	4
その他（純額）	975
無形固定資産	4,987
借地権	1,110
その他	3,877
投資その他の資産	31,922
投資有価証券	5,736
繰延税金資産	837
退職給付に係る資産	9,878
差入保証金	12,686
その他	2,855
貸倒引当金	△71
資産合計	228,813

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	78,140
支払手形及び買掛金	28,725
1年内返済予定の長期借入金	14,526
コマーシャル・ペーパー	1,000
未払法人税等	2,190
契約負債	10,576
賞与引当金	3,159
ポイント引当金	64
株式報酬引当金	212
その他	17,685
固定負債	45,307
長期借入金	22,404
リース債務	1,425
契約負債	15,542
再評価に係る繰延税金負債	387
株式報酬引当金	478
退職給付に係る負債	132
資産除去債務	3,958
その他	979
負債合計	123,448
純資産の部	
株主資本	99,970
資本金	15,121
資本剰余金	19,245
利益剰余金	70,149
自己株式	△4,546
その他の包括利益累計額	5,393
その他有価証券評価差額金	3,118
土地再評価差額金	△244
退職給付に係る調整累計額	2,519
純資産合計	105,364
負債及び純資産合計	228,813

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		436,650
売上原価		328,863
売上総利益		107,787
販売費及び一般管理費		102,365
営業利益		5,422
営業外収益		
受取利息	26	
受取配当金	133	
受取手数料	79	
受取移転補償金	60	
システム導入負担金	74	
廃材処分収入	113	
その他	110	599
営業外費用		
支払利息	376	
証券代行事務手数料	363	
その他	167	907
経常利益		5,113
特別利益		
固定資産売却益	347	
投資有価証券売却益	1,629	
その他	20	1,997
特別損失		
固定資産売却損	48	
固定資産除却損	288	
減損損失	1,392	
その他	52	1,782
税金等調整前当期純利益		5,328
法人税、住民税及び事業税	2,488	
法人税等調整額	△440	2,047
当期純利益		3,280
親会社株主に帰属する当期純利益		3,280

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	121,105	流動負債	108,646
現金及び預金	2,648	支払手形	377
売掛金	22,869	買掛金	25,708
商品	69,111	短期借入金	32,700
貯蔵品	133	1年内返済予定の長期借入金	14,526
未収入金	18,000	コマーシャル・ペーパー	1,000
その他	8,343	未払法人税等	1,661
貸倒引当金	△1	契約負債	10,237
固定資産	120,058	賞与引当金	2,770
有形固定資産	70,472	ポイント引当金	64
建物（純額）	36,481	株式報酬引当金	212
構築物（純額）	1,706	その他	19,388
工具、器具及び備品（純額）	4,347	固定負債	45,248
土地	26,777	長期借入金	22,404
リース資産（純額）	147	リース債務	1,425
建設仮勘定	4	契約負債	15,537
その他（純額）	1,006	再評価に係る繰延税金負債	387
無形固定資産	4,033	退職給付引当金	141
借地権	1,110	株式報酬引当金	460
その他	2,922	資産除去債務	3,915
投資その他の資産	45,553	その他	976
投資有価証券	5,725	負債合計	153,894
関係会社株式	2,309	純資産の部	
長期前払費用	17,777	株主資本	84,400
前払年金費用	5,573	資本金	15,121
繰延税金資産	1,511	資本剰余金	19,245
差入保証金	12,651	資本準備金	5,637
その他	69	その他資本剰余金	13,607
貸倒引当金	△66	利益剰余金	54,578
資産合計	241,164	その他利益剰余金	54,578
		別途積立金	13,000
		繰越利益剰余金	41,578
		自己株式	△4,546
		評価・換算差額等	2,869
		その他有価証券評価差額金	3,114
		土地再評価差額金	△244
		純資産合計	87,270
		負債及び純資産合計	241,164

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高	435,737	
売上原価	324,458	
売上総利益	111,278	
販売費及び一般管理費	107,638	
営業利益	3,640	
営業外収益		
受取利息	27	
受取配当金	133	
受取手数料	160	
受取移転補償金	60	
システム導入負担金	74	
廃材処分収入	113	
その他	104	675
営業外費用		
支払利息	685	
証券代行事務手数料	363	
その他	167	1,216
経常利益		3,100
特別利益		
固定資産売却益	347	
投資有価証券売却益	1,629	
その他	20	1,997
特別損失		
固定資産売却損	48	
固定資産除却損	288	
減損損失	1,387	
その他	51	1,776
税引前当期純利益		3,320
法人税、住民税及び事業税	1,782	
法人税等調整額	△634	1,148
当期純利益		2,172

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株 式 会 社 Joshin
取 締 役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 西 野 尚 弥
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 山 本 寛 喜
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Joshin（旧社名上新電機株式会社）の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Joshin（旧社名上新電機株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株 式 会 社 Joshin
取 締 役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 西 野 尚 弥
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 山 本 寛 喜
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Joshin（旧社名上新電機株式会社）の2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの第７８期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第３９９条の１３第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。なお、当社は２０２５年６月２４日開催の第７７回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したため、２０２５年４月１日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会による監査結果を引き継ぎ、その内容を確認した上で、監査等委員会が監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第３号イの基本方針及び同号ロ（１）の取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役並びに執行役員の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるE Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるE Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

株式会社Joshin 監査等委員会

監査等委員 委員長	内 藤 欣 也 ㊞
監査等委員	吉 川 和 美 ㊞
監査等委員	大 槻 和 子 ㊞

(注) 監査等委員 内藤欣也、吉川和美及び大槻和子はいずれも、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会 会場ご案内図

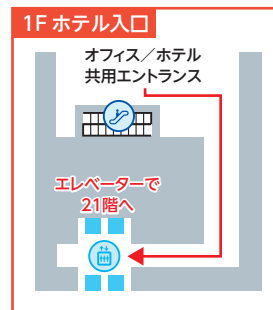
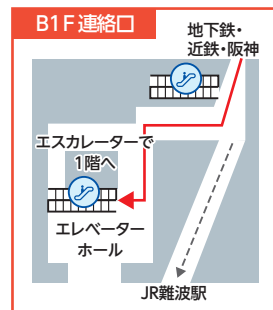
会 場

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

ホテルモンテレ グラスミア大阪 21階 「スノーベリー」

電 話

06-6645-7111 (代表) ※マルイト難波ビル1F及びB1Fにホテル用入口がございます。



お土産の配布はございません。

交通のご案内

■ 南海なんば駅

3F北改札or 2F 中央改札より
徒歩約10分

JRをご利用の際は、B1F連絡口にて直結

■ JR難波駅

B1F 改札より徒歩約1分

地下鉄及び近鉄・阪神をご利用の際は、地下道30番出口にて直結

■ 地下鉄四つ橋線なんば駅

B1F北改札より徒歩約1分

■ 地下鉄御堂筋線なんば駅

B1F北西or北東改札より徒歩約5分

■ 地下鉄千日前線なんば駅

B2F西改札より徒歩約2分

■ 近鉄・阪神大阪難波駅

B2F西改札より徒歩約2分

※周辺の道路は、交通渋滞の発生が見込まれますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。